

岐阜県からの提案

運動施設の面積基準(都市公園の敷地面積の百分の五十以下)を参酌基準化すること

対応案① 都市公園ではなく運動場として整備

都市公園を廃止し、都市計画法に基づき「その他の公共空地」(運動場)として整備することが可能

■都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

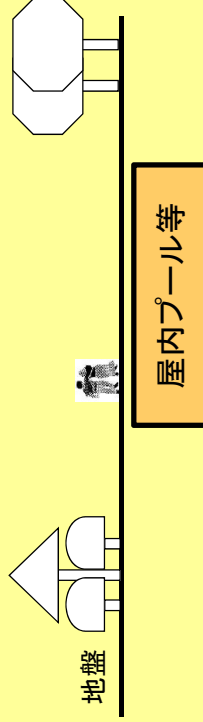
(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

対応案② 都市公園の地下空間に設置

運動施設を都市公園の地下空間に設置することが可能
(※運動施設の面積基準は適用されない)



対応案③ 運動施設以外の公園施設として設置

運動施設以外のものが含まれていないか検証し、他の公園施設として設置 (通常、屋外トイレは便益施設として設置)

■都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)抄

(定義)

第二条

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

■都市公園法(昭和三十一年政令第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一～四 (略)

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

六～九 (略)

3 (略)

(公園施設の設置基準)

第四条 (略)

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

■都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)(抄)

(公園施設の種類)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5～8 (略)

(公園施設に関する制限等)

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。

2～6 (略)

都市公園法案提出の際の提案理由説明

(馬場建設大臣)

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十
六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関
する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しな
かったのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、ある
いは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少なくない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年
にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及
び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もって公
共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することといたしました次第
であります。

(昭和三十一年三月十五日(衆)建設委員会議事録抜粋)